

今治市中央公民館使用料金表（R1.10.1使用分より）

	8:30～ 12:30	12:30～ 17:30	17:30～ 21:30	8:30～ 17:30	12:30～ 21:30	8:30～ 21:30	超過料金 (1時間につき)
大ホール	6,200	13,000	15,500	18,200	27,100	31,300	5,800
照明設備	9,100	9,100	9,100	18,200	18,200	27,300	2,300
放送設備	5,200	5,200	5,200	10,400	10,400	15,600	1,300
ピアノA(ヤマハ)	4,000	4,000	4,000	8,000	8,000	12,000	1,200
ピアノB(スタインウェイ)	10,400	10,400	10,400	20,800	20,800	31,200	2,600
反響板	4,000	4,000	4,000	8,000	8,000	12,000	1,200
所作台	6,600	6,600	6,600	13,200	13,200	19,800	1,600
山台	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	3,900	400
金屏風	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	3,900	400
舞台敷物	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	3,900	400

第1集会室	2,600	4,000	4,700	6,200	8,200	10,100	1,800
第2集会室	1,300	2,000	2,300	3,200	4,100	5,100	900
放送設備	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	3,900	400
金屏風	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	3,900	400

第1会議室	2,100	3,200	4,000	5,100	6,900	8,400	1,400
第2会議室	1,300	2,000	2,300	3,200	4,100	5,100	900
第3会議室	900	1,300	1,600	2,100	2,700	3,400	700
第1学習室	1,300	2,000	2,300	3,200	4,100	5,100	900
第2学習室	1,800	2,600	3,100	4,100	5,400	6,700	1,100
講習室	1,800	2,600	3,100	4,100	5,400	6,700	1,100
視聴覚室	2,100	3,200	4,000	5,100	6,900	8,400	1,400
展示室	2,100	3,200	4,000	5,100	6,900	8,400	1,400

備考

- 1 次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める割増料金を使用料として徴収する。
 - (1) 入場料等を徴するとき 各室所定料金の8割相当額
 - (2) 冷暖房設備を使用するとき 各室所定料金の6割相当額
- 2 「使用時間」とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間をいう。
- 3 超過時間に1時間未満の端数が生じるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 4 「入場料等を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄付金、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接、間接に金銭を徴する場合をいう。
- 5 ゼラチンペーパー等の消耗品及ピアノ調律料は含まない。
- 6 各区分の使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。
- 7 中央公民館登録団体が月5区分以上使用する場合には、今治市公民館条例第8条及び同施行規則第9条により、減額率を決定する。